

# 日本交通心理学会認定「交通心理士」 資格申請の手引き

日本交通心理学会

2014年11月

# I 日本交通心理学会認定「交通心理士」認定制度の経緯と概要

## 1. 「交通心理士」認定制度の経緯

日本交通心理学会（The Japanese Association of Traffic Psychology）の歴史は、1975年（昭和50年）9月に創立された日本交通心理学研究会（故鶴田正一会長）に始まりました。その後、積極的に学会活動を展開して、昭和57年には日本交通心理学会と名称を変え、今日に至っています。本学会は、前身の研究会設立の時以来、毎年全国大会（研究発表会）を開催してきました。公開シンポジウムも随時開催し、また機関誌「交通心理学研究」も昭和61年以来毎年発行しています。

研究発表の内容を中心に啓蒙書をまとめ上げ、出版したものに次の各書があります。

「安全運転の人間科学」全3巻（各新書版）昭和57年

「安全運転の心理学」全2巻（各新書版）昭和63年

「人と車の心理学Q&A」平成5年

さらに、会員の研究能力を結集し、文部省（当時）の科学研究費補助金の助成によって、「自動車運転行動の安全と教育に関する総合的研究」を実施しました（昭和61年）。

受託および申請研究を随時、学会の直接的社会貢献として実施し、その成果を公刊し、また、現実の課題解決に寄与してきました。

その一例を示せば次のとおりです。

①青森県（安全運転管理の実態調査と分析）

②埼玉県（交通安全活動の成果の評価方式の確立）

③社団法人東京都トラック協会（運転者教育用ビデオ、教材などの作成）

そのほか、日本学術会議の学術研究団体への登録、日本心理学諸学会間連絡会（現在の日本心理学諸学会連合）への加入などを通じ、他の学会等との学術研究の交流を行っています。さらにまた、北欧・西欧の交通心理学関係団体・機関との学術交流や共同研究発表会の開催なども実施してきました。このような、諸々の活動を踏まえ、会員の自覚を高め、活動を行いやすくするために、「交通心理士」制度を考えようという動きが学会内に生じてきました（山下昇副会長提言、平成12年8月）。

この動きが明確な形となったのが平成12年9月であり、本学会運営委員会に資格認定制度の検討が提案され、各方面からの意見を聴取しながら準備を進め（担当神作博運営委員）、「交通心理士」（仮称）資格検討委員会（委員長：神作博）を正式に発足させました。その後、この委員会を中心に資格認定制度の具体的な問題について検討を重ねた結果、日本交通心理学会認定「交通心理士」認定制度の骨子が次第に固まってきました。平成13年5月広島での第63回大会（大会会長：西山啓）においてカリキュラムの内容が報告され、同大会のパネルディスカッションでその大要が発表されました（発表者：神作博）。その後、本学会運営委員会で討議を重ね、平成14年3月9日の運営委員会において「日本交通心理学会認定交通心理士」の資格制度が正式に承認され、発足をみました。

この資格は、資格認定委員会の審査を経て認定されるものです。ここによりやく本学会独自の資格が現実化したわけです。この資格制度が多くの特門家の社会活動に大きな力を与え、さらに交通安全等の社会貢献に資することが出来るものと期待されています。

## 2. 認定制度の趣旨

日本交通心理学会では、社会的な活動・貢献を志す、基準以上の業績のある学会員に対し、本人の希望により一定の手続・審査を経て、「交通心理士」の資格認定証を交付します。

資格は、その個人の学識や経験を一定の規準に照らして本学会が認定するもので、資格者が

- ①交通心理学に関する知識・情報を有すること
- ②交通における心理学的諸問題に対してその保有する知見を適用して問題解決に資することが出来ること

を認定するものです。と同時に、この資格を有する人は日進月歩の最新情報、研究成果を学会等を通じて取り入れ、研鑽に努めなければなりません。その状況は所定の年次の資格更新の際に、資格認定委員会によって確認されます。

また、交通心理士に認定されると同時に、日本交通心理士会の会員となります。日本交通心理士会では、会員相互の交流を深めながら必要な情報の提供と交換を行います。

## Ⅱ. 認定「交通心理士」の資格要件

### 1. 資格の種類とその要件

日本交通心理学会認定「交通心理士」資格の取得要件は、日本交通心理学会の会員であることです。本学会を退会したときは、認定「交通心理士」の資格を失います。また、本学会及び日本交通心理士会の会則に反する行為が明らかになったときには、認定を取り消されることがあります。

認定「交通心理士」の資格には、「主幹総合交通心理士」「主任交通心理士」「交通心理士」および「交通心理士補」の4つがあります。以下に、各々の資格要件を記します。その要件のいずれにも該当し、交通心理学の専門職としての資質があると認められた人に資格を認定します。

#### (1) 主幹総合交通心理士

- (i) 心理学関連の博士の学位を有する者、またはそれと同等以上の学識を有する者。
- (ii) 交通心理学に関する学会誌への発表が3篇以上かつ学会発表が6件以上で、いずれも筆頭発表者である者。
- (iii) 10年以上の研究または実務経験を有する者。

#### (2) 主任交通心理士

- (i) 心理学関連の修士の学位を有する者、またはそれと同等以上の学識を有する者。
- (ii) 交通心理学に関する学会誌等への発表が2篇以上かつ学会発表が4件以上で、いずれも筆頭発表者である者。
- (iii) 5年以上の研究または実務経験を有する者。

#### (3) 交通心理士

- (i) 心理学関連の学士の学位を有する者、またはそれと同等以上の学識を有する者。
- (ii) 交通心理学に関する学会誌等への発表が1篇以上かつ学会発表が2件以上で、いずれも筆頭発表者である者。
- (iii) 3年以上の研究または実務経験を有する者。

#### (4) 交通心理士補

- (i) 心理学関連の学士の学位を有する者、または交通心理士資格試験に合格した者。ただし、取得後3年以内に交通心理士の資格を取得しないと失効する。

### ■上位資格への昇格基準

所定の基準を満たすことで、上位資格へ昇格することができます。基準は別途、定めていますが、例えば、交通心理士補から交通心理士への昇格基準は、次のとおりです。

交通心理学会大会、交通心理士会大会、地区別研究会、教習所セミナーにおいて単独または筆頭発表者として、2件以上の発表を行う。ただし、このうちの1件については、下記の表に示す大会等の参加ポイントの合計が、交通心理学会大会及び交通心理士会大会への参加（計4ポイント以上）を含む8ポイント以上であることをもって、これに代えることができる。なお、単独または筆頭発表者として発表した場合は、発表1件としてのみ数え、参加ポイントとして

加えることができない。

表 交通心理士への昇格条件に関わる大会等と参加ポイント

大会・講習会等	参加ポイント	年間開催日数
交通心理学会大会	2ポイント	2日
交通心理士会大会	2ポイント	2日
地区別研究会	1地区1ポイント 同じ年に複数の地区の地区別研究会に参加した場合は、それぞれ参加ポイントとして加える事ができる。	1地区 1～2日
ステップアップ講習会	1日1ポイント（参加日数分加算）	3～6日
コーチングセミナー	1日1ポイント（参加日数分加算）	1～4日
教習所セミナー	1ポイント	1日
交通カウンセラー養成講座	1日1ポイント（参加日数分加算）	6～8日

## 2. 資格認定に関する費用

資格認定に関しては、下記の審査料及び認定料が必要です。昇格の場合は審査料は必要ありません。また、認定料は昇格認定を受ける資格と保有している資格の差額となります。

＜審査料＞ 1万円（資格の種類を問わず一律です）

＜認定料＞ 資格の種類に応じて、次のとおりです。

- ・主幹総合交通心理士 5万円
- ・主任交通心理士 4万円
- ・交通心理士 3万円
- ・交通心理士補 2万円

## 3. 認定試験に関する事項

交通心理士補の資格認定審査における、認定試験の科目は、次のとおりです。

- ① 心理学の基礎
- ② 交通心理学（Ⅰ）
- ③ 交通心理学（Ⅱ）
- ④ 交通社会心理学
- ⑤ 交通発達心理学
- ⑥ 交通カウンセリング
- ⑦ 臨床心理学
- ⑧ テスト論
- ⑨ 教育心理学

上記①～⑨の科目ごとの試験のほかに、総合試験（小論文）、面接試験を行います。

なお、不合格科目については、追試験を実施します。追試験の受験資格期間は最初の受験から3年以内です。

<受験料> 本試験の受験料は1万円、追試験料は5千円です。

#### 4. 資格の更新

資格の更新については、次のとおりです（交通心理士補を除く）。

##### （1）更新の有効期限

- 1 更新の有効期限は5年とする。
- 2 有効期限の起算日は、取得の翌年度4月1日とする。

##### （2）更新の条件

下記の各号のいずれにも該当すること。

- ① 日本交通心理学会および日本交通心理士会の会費を滞納していないこと。
- ② 交通心理士にふさわしくない行為のないこと。
- ③ 5年間で日本交通心理士会大会または日本交通心理学会大会若しくは地区別研究会に3回以上参加していること（やむを得ない事情のある場合は審査時に考慮する）。
- ④ 過去5年間の活動実績を所定の報告書により提出していること。

##### （3）更新料

更新料は、下記のとおりです。

主幹総合交通心理士	1万円
主任交通心理士	7千円
交通心理士	5千円

## Ⅲ. 資格申請の手続き

### 1. 申請に必要な書類

#### (1) 資格認定申請書

\*「申請する資格」については、希望する資格に○印をつけてください。

#### (2) 履歴書（同封の書式又は市販の用紙をご利用ください）

#### (3) 業績書（同封の書式を利用するか、又は類似のものを作成してください）

\*業績書には、次の事項等を項目別に記載してください。

- ① 日本交通心理学会会員歴
- ② 博士論文
- ③ 修士論文および卒業論文
- ④ 実務経験歴
- ⑤ 著書
- ⑥ 学会誌への掲載
- ⑦ 学会発表

\*②および③については、題名も付してください。

\*④については、教育歴、研究歴、技術職歴、診断員・検定員・指導員歴等もすべてご記入ください。なお、産業カウンセラー等の資格についても併記してください。

\*⑤については、単著か共同執筆かの別、書名、担当章名なども明記してください。

\*⑥については、単著か、連名の場合には筆頭者か、連名者かの別もご記入のうえ、発表題名、発表学会誌等の名称、刊行年月等もご記入ください。

\*⑦については、単独発表か、連名の場合には、発表者か連名者の別、発表題名、発表学会名等、発表年月等もご記入ください。

#### (4) 写真

運転免許証サイズ（縦3.0cm、横2.4cm）

### 2. 送付先・問い合わせ先

〒160-0004 東京都新宿区四谷4-32-8 YKBサニービル  
日本交通心理学会 事務局  
Tel. 03-3353-0737 Fax. 03-3351-5120

### 3. 審査料、試験料、認定料の振込

事務局からの連絡にしたがって、期限内に振り込んでください。

### 4. 審査結果の通知

- ① 提出された書類について審査し、その結果を文書にて通知します。
- ② 資格の認定を受けた場合は、資格の種類に応じて、認定料を納入してください。
- ③ 認定料の入金が確認され次第、認定証を交付します。また、日本交通心理学会認定「交通心理士」名簿に登録するとともに、日本交通心理学会誌「交通心理学研究」、日本交通心理士会会誌にて公表します。
- ④ 認定試験による単位認定が必要とされた場合は、認定試験の受験申請をしてください。

## 5. 日本交通心理士会への加入

交通心理士の資格を取得された方は、日本交通心理士会への加入していただきます。日本交通心理士会の年会費は、5千円です。

## 6. 非会員の資格取得について

認定「交通心理士」は、日本交通心理学会の会員であることが条件となります。したがって、非会員で「交通心理士」の資格取得を希望される場合は、下記の手続きが必要です。

### (1) 日本交通心理学会への入会

<手続き>

- ・入会申込書に必要事項を記入のうえ、日本交通心理学会事務局へ送付する。
- ・日本交通心理学会の運営委員会において入会審査を行う。
- ・事務局から審査結果を入会申込者に連絡する。
- ・入会が承認された場合には、年会費(8千円)を納付する。ただし、当分の間は、交通心理士補と交通心理士については、日本交通心理学会の年会費を6千円に減額する。

### (2) 交通心理士資格認定申請書の提出

<手続き>

- ・資格認定申請書に履歴書、業績書等の書類を添付して、日本交通心理学会事務局へ送付する。
- ・資格認定委員会において審査を行い、審査結果を通知する。
- ・資格認定試験による資格認定が条件とされた場合には、受験申請を行う。
- \*受験申請をするためには、遅くとも日本交通心理学会大会までに入会審査を受ける必要があります。

### (3) 資格認定試験の前の事前講習

資格認定試験を受験する者は、その事前講習の受講が必須条件となります。